

令和7年度実施 相模原市立学校任期付職員（教員）採用選考案内

令和7年10月1日

相模原市教育委員会

受付期間：令和7年10月1日（水）～令和7年11月7日（金）

※必ず電子申請又は郵送によりお申し込みください。

※電子申請による申し込みの場合は、令和7年11月7日（金）17：00まで
（郵送による申し込みの場合は当日消印有効）

1 募集対象・採用予定数

【募集対象】

相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校で、令和8年4月以降、育児休業又は配偶者同行休業を取得しようとする教員の代替として勤務する任期付職員

【区分・教科・採用予定数】

「小学校教諭」・・・70人程度

「中学校教諭」・・・全教科合計で30人程度

（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語）

「養護教諭」・・・小中学校合わせて5人程度

※採用予定数については、育児休業又は配偶者同行休業取得者数の状況や今後の事業計画等により変更する場合があります。

※「栄養教諭」の募集については、「相模原市職員（任期付フルタイム勤務職員）採用選考案内【栄養士・栄養教諭】」をご覧ください。

2 受験資格

（1）受験区分・教科等の教諭普通免許状を所有している者又は採用までに取得見込みの者

（2）地方公務員法第16条及び学校教育法第9条による欠格事項に該当しない者

※地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に掲げる次の事項に該当する方は受験できません。

（地方公務員法第16条及び学校教育法第9条）

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処された者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- ・教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者

3 選考試験の内容等

(1) 書類選考

任期付職員（教員）登録申込書（様式1）（以下「申込書」という。）、自己PR書（様式2）、写真票及び懲戒処分にかかる質問事項（様式3）を選考資料とします。記載内容は正確に記入してください。

※電子申請の場合は、様式1を提出する必要はありません。

※様式については、申込開始時に実施要項とともに配布します。

(2) 面接試験

ア 試験日 令和7年11月29日（土）

※集合時刻については、受験票に記載して通知します。11月21日（金）までに通知が届かない場合は、必ず教職員課までお問い合わせください。

イ 試験会場 相模原市民会館 会議室（相模原市中央区中央3-13-15）

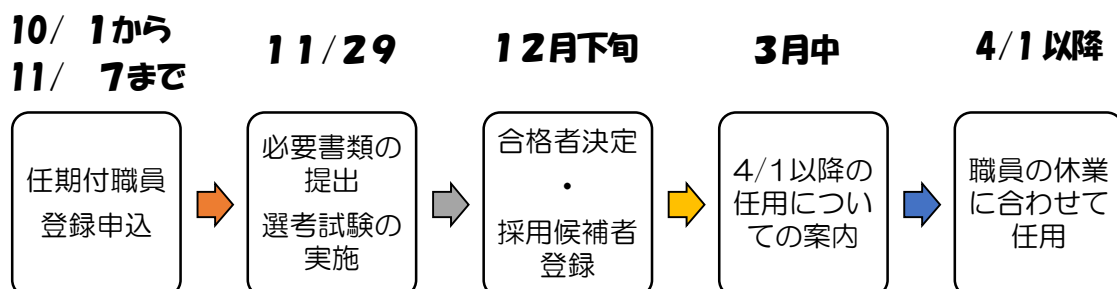
(3) 選考結果の発表

令和7年12月下旬に各受験者に通知します。

4 採用候補者登録、採用

- (1) この試験の合格者は採用候補者として登録されます。採用候補者としての登録期間は、原則として登録の日から3年後の年度末（令和11年3月31日）です。
- (2) 令和8年4月1日以降、育児休業又は配偶者同行休業を取得する職員がいる場合に、校種や教科、勤務地等を考慮して採用します。また、特別支援学級に配置される可能性もあります。ただし、育児休業又は配偶者同行休業取得者数の状況によっては、採用されない場合があります。
- (3) 任用期間は、本務者の休業申請期間に応じて採用時に決定します。なお、本務者が休業取得期間を延長した場合は、任用期間を延長する場合があります（最長3年）。
- (4) 1つの任用期間が終了しても、採用候補者登録期間内であれば、登録は継続され、再び任期付職員に任用されることがあります（再度選考試験を受ける必要はありません）。
- (5) 受験資格の要件が満たされない場合や教員としての適格性を欠く事実が明らかになった場合には、採用候補者登録から削除されます。
- (6) 採用候補者登録中又は任用中でも、相模原市立学校教員採用候補者選考試験の受験は可能です。採用候補者登録や任期付職員の任用を理由に不利な判定をされることはありません。
- (7) この試験は、常勤代替教諭及び会計年度任用短時間勤務職員（非常勤講師）の登録と兼ねることが出来ます。常勤代替教諭及び会計年度任用短時間勤務職員（非常勤講師）の登録を希望する方は、申込書の登録希望確認欄にて希望を選択してください。
- (8) 年度途中から育児休業の代替として勤務する場合は、当該年度内は常勤代替教諭として任用されることがあります。

<参考>採用までの流れ



5 給与・服務等（予定）

- (1) 任期付職員は任期が定められていること以外、給与・勤務時間・休暇等については正規職員と同様に地方公務員法等の規定が適用されます。ただし、育児休業、配偶者同行休業、育児短時間勤務を取得することはできません。
- (2) 新規大学卒業者の初任給は概算で290,422円（令和7年4月1日現在）となります。この額には、給料・教職調整額・地域手当・義務教育等教員特別手当を含みます。その他個人の状況に応じて、通勤手当・扶養手当・住居手当等も支給されます。また、昇給の対象になります。（ただし、任用開始日時点で、60歳以上の場合は、初任給決定に上限があります。）
- *給与月額及び各種手当は、条例改正等により変更されることがあります。

6 申込方法

- (1) 本選考試験の一部免除等に該当しない方

提出書類等	申込方法等
①任期付職員（教員）登録申込書（様式1）（職歴記入欄を含む）	市のホームページで電子申請を行ってください。 【URL】 https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/141500-u/offer/offerList_detail?tempSeq=108378 【QRコード】  ※電子申請ができない方は、申込書を郵送で提出してください。なお、書留・簡易書留によらない郵便事故については、一切考慮しません。
②受験票	面接当日に1部持参してください。 11月17日（月）以降に【電子申請】の個人画面にてPDFファイルにより交付します。準備が完了したらメールでお知らせしますので、【電子申請】にログイン後、PDFファイルをダウンロードし、白色・無地のA4サイズ用の紙に印刷してください。 ※郵送により申込された方には、11月17日（月）以降に郵送します。 ※11月21日（金）を過ぎても到着しない場合は、必ず教職員課 採用・定数班までお問い合わせください。
③自己PR書（様式2）	様式2は、電子申請のページよりダウンロードできます。作成（パソコンによる作成可）したものを11月19日（水）【消印有効】までに教職員課へ郵送してください。 ※（様式3）をメールで送る方は、メールによる提出も可
④写真票及び懲戒処分に係る質問事項（様式3）	様式3は、電子申請のページよりダウンロードできます。写真票に写真（正面向き、脱帽、胸上、縦4cm×横3cm程度）を貼付、懲戒処分に係る質問に回答し、11月19日（水）【消印有効】までに教職員課へ郵送してください。 ※写真票を電子化（PDF等）できる方は、メールによる提出も可

⑤所有する全ての教員免許状 ・ <u>原本と写し</u> 又は ・ <u>授与証明書（原本）</u>	面接当日に1部提出してください。 ※教員免許状の写しを提出する場合は、所有する全ての教員免許状の原本をお持ちください。原本は受付で確認後、お返しします。 ※取得見込みの場合は後日提出していただきます。 ※面接免除の方は、後日、提出（原本の確認含む）していただきます。
⑥免許状の更新等証明書 原本と写し （過去に更新、免除、延期等の 手続きをしている場合）	面接当日に1部提出してください。 ※免許状の更新等証明書の原本をお持ちください。原本は受付で確認後、お返しします。 ※面接免除の方は、後日、提出（原本の確認含む）していただきます。
⑦ <u>卒業証明書（原本）</u>	面接当日に1部提出してください。 ※卒業見込みの場合は後日提出していただくため、面接当日にお持ちいただく必要はありません。 ※面接免除の方は、後日、提出していただきます。

（2）試験の一部免除等に該当する方

令和7年度実施相模原市立学校教員採用候補者選考試験において、以下の区分に当てはまる方は、本選考試験の一部または全てが免除となります。

区分	試験
・採用候補者名簿Bに登載された方	電子申請後、写真票及び懲戒処分に係る質問事項（様式3）を提出（自己PR書の提出と面接は免除） 様式3は、電子申請のページよりダウンロードできます。写真票に写真（正面向き、脱帽、胸上、縦4cm×横3cm程度）を貼付、懲戒処分に係る質問に回答し、11月19日（水）【消印有効】までに教職員課へ郵送してください。 ※写真票を電子化（PDF等）できる方は、メールによる提出も可
・令和8年度実施教員採用候補者選考試験第1次試験の免除の通知を受け取った方（特別措置による免除者を除く） ・常勤代替職員としての優先的任用についての通知を受け取った方	電子申請後、自己PR書（様式2）、写真票及び懲戒処分に係る質問事項（様式3）を提出（面接は免除） 様式2及び様式3は、電子申請のページよりダウンロードできます。 様式2を作成（パソコンによる作成可）し、写真票に写真（正面向き、脱帽、胸上、縦4cm×横3cm程度）を貼付、懲戒処分に係る質問に回答し、11月19日（水）【消印有効】までに教職員課へ郵送してください。 ※写真票を電子化（PDF等）できる方は、メールによる提出も可

（3）提出先

相模原市教育委員会 教育局学校教育部 教職員課 採用・定数班
住 所 〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15
電 話 042-769-8279（直通）
メールアドレス kyoushokuin@city.sagamihara.kanagawa.jp
※誤送信等、十分に注意してください。